

## 規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法(平成25年法律第75号)
規制の名称	銃砲刀剣類所持等取締法の特例
規制の区分	新設
担当部局	海事局外航課
評価実施時期	平成31年3月 29日
事前評価時の想定との比較	<p>ソマリア海賊の発生海域はオマーン沖・アラビア海まで拡大し、各国は当該海域を航行する船舶に民間の警備員が小銃を用いた警備を実施できるよう対応したが、日本船舶は銃砲刀剣類所持等取締法(以下、「銃刀法」という。)が適用され、原則として銃砲の所持が禁止等されるため、日本船舶において民間の警備員による小銃を用いた警備を実施することができなかったため、日本船舶が標的とされるおそれが高まっていた。</p> <p>規制の事前評価後も、ソマリア海域等における海賊の発生件数は減少しているものの、海賊発生の背景とされるソマリア国内の脆弱な経済状況や代替生計手段の欠如、不安定な治安及び脆弱な統治構造等の問題は解決しておらず、ソマリア自身で海賊を取り締まる能力は未だ不十分である現状にあり、引き続き、各国が共同して同海域における海賊の警戒にあたっており、ソマリア海域等以外の海域における海賊事案が引き続き発生している状況に鑑みても予断を許す状況にない。</p>
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	
(遵守費用)	申請者において特定警備計画の認定申請等に要する費用が遵守費用となる。費用を算出にあたり、特定警備の件数等を公表することにより、警備状況が推察されることになるため、行政費用は公表しない。なお、事前評価時の想定とのかい離はない。
(行政費用)	行政庁において特定警備計画の認定等に要する費用が行政費用となる。費用を算出にあたり、特定警備の件数等を公表することにより、警備状況が推察されることになるため、行政費用は公表しない。なお、事前評価時の想定とのかい離はない。
(効果)	現時点で、民間の警備員が小銃を用いて警備を実施している特定日本船舶 <sup>※</sup> が海賊に乗込まれた又は乗っ取られた事案は発生しておらず、船舶の航行の安全が確保されている。定量化については、その算定にあたり、特定警備の件数等が明らかになり、警備状況が推察されることになるため、公表しない。なお、事前評価時の想定とのかい離はない。(※原油その他の国民生活に不可欠であり、かつ、輸入に依存せざるを得ない物資を輸送する船舶であって海賊行為による被害を受けやすい日本船舶)
(便益(金銭価値化))	効果に記載のとおり、効果の定量化については公表しないこととしていることから、金銭価値化として公表しない。
(副次的な影響及び波及的な影響)	海賊行為が多発している一定の海域における船舶の航行の安全が確保されることにより、輸入原油の87%の安定的な輸送が確保されることから、経済安全保障上の確保の観点から効果は極めて大きい。
考察	特定日本船舶において民間の警備員による小銃を用いた警備を可能とする銃刀法の特例措置の導入により、民間の警備員による小銃を用いた警備を行っている特定日本船舶が、海賊に乗込まれた又は乗っ取られた事案は発生しておらず、航行の安全が確保されている。また、その結果、原油の安定的な輸送が確保され、経済安全保障の観点からの便益も極めて大きい。ソマリア周辺海域の海賊を生み出す根本的な原因ははまだ解決しておらず、海賊の脅威は引き続き存在しており、海賊行為が多発している一定の海域における船舶の航行の安全を確保する観点から当該特例措置を継続することが妥当である。
備考	